令和7年度隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定 概要

※千葉県の一般入学者選抜と、茨城県の一般入学及び埼玉県の一般募集との併願はできない。

茨城県との細部協定概要

	茨城県(千葉→茨城)	千葉県(茨城→千葉)
対象地域**		第4学区の一部 (旧第6学区)
(=隣接学区)	旧第3学区	第5学区(旧第6及び第7学区)
		第6学区の一部(旧第7学区)
※対象校は		第3学区(旧第4学区)
別紙参照	旧第4学区	第4学区(旧第5学区及び旧第6学区の一部)
		第5学区の一部 (旧第6学区)
	旧第5学区	第3学区(旧第4学区)
制限対象学科	全日制及び定時制(午前の部、午後の部)の普通科	全ての学科
制限比率	・各校の普通科の募集定員の30%以内	・各学校の各学科の募集定員の30%以内
(=入学できる	・すべての隣接県からの入学できる生徒数は、募集定	・茨城・埼玉両県から合わせて各学校の募集定員の
生徒数比率)	員の30 % 以内	30%以内
	・一般入学(1次募集)で定員に満たない場合は、第	・一般入学者選抜で定員に満たない場合でも、第2
	2次募集で30%を超えることができる。	次募集で30%を超えることはできない。

※千葉県の高校に志願できるのは、対象地域内に居住しかつ同地域内の中学校を卒業(卒業見込み)の者。 茨城県の一般入学を受検した場合、千葉県の第2次募集は併願となってしまうため志願できない。 茨城県居住者は、千葉県の追加募集は志願できない。

埼玉県との細部協定概要

	埼玉県(千葉→埼玉)	千葉県(埼玉→千葉)
対象地域 [※] (=隣接学区)	旧第8学区南部	浦安市、市川市、松戸市及び第3学区
※対象校は 別紙参照	旧第8学区北部	第3学区
制限対象学科	全日制の全ての学科	全日制の全ての学科
	定時制の昼間部(I部)の学科	定時制の午前部・午後部の学科
制限比率	・全日制は各学校のそれぞれの学科の募集	・全日制は各学校のそれぞれの学科の募集
(入学できる	定員の10%以内	定員の10%以内
生徒数)	・定時制は当該校の全日制及び定時制昼間部(Ⅰ部)	・定時制は当該校の午前部及び午後部の
1. 1/2 3/2/	の学科の募集定員の合計の10%にあたる人数か	学科の募集定員の合計の10%以内
	ら、全日制の入学する生徒数を除いた人数以内	・茨城・埼玉両県からあわせて各学校の
	・全ての隣接県からの入学できる生徒数は、募集定	募集定員の30%以内
	員の10%以内	・入学志願者数が募集定員に満たない場合は10%
	・入学志願者数が募集定員に満たない場合は10%	を超えることができるが、茨城・埼玉両県を合わ
	を超えることができる。	せて30%を超えることはできない。
その他	・千葉県の一般入学者選抜を受検した場合、埼玉県	・埼玉県入学者選抜を受検した場合、千葉県の第2
	の欠員補充は志願できない。	次募集に志願できない。
		・定時制の追加募集は志願できない。

制限比率についての具体例

○本県A高校全日制普通科の募集定員を100人とした場合の隣接県からの入学者数の上限

A高校の所在学区	隣接県	制 限 内 容
第4、5学区(旧第5~7学区)	茨城県	茨城県からの入学者は30人以内
第3学区(旧第4学区)※	茨城県及び	茨城・埼玉両県からの入学者は、あわせて30人以内
第 3 子区(旧第4子区)※	埼玉県	ただし、埼玉県からは、その30人のうち原則10人以内
浦安市、市川市、松戸市 埼玉県		埼玉県からの入学者は原則10人以内

※第3学区(旧第4学区)について

- ・埼玉県からの入学者が8人だった場合は、茨城県からは22人まで入学させることができる。
- ・茨城県からの入学者が 18 人で入学志願者数が募集人員に満たない場合は、埼玉県から 12 人まで入学させることができる。